

1. SIAb.の説明と御礼

ご紹介いただいた、SIAb.のけいこです。
このたびは発言の機会をいただきありがとうございます。

SIAb.というのは、Survivors of Incestuous Abuse の略で通称近親姦虐待問題に特化した自助グループです。

『当事者同士が、ミーティングやイベントなどを通して繋がり、お互いの回復と成長を語り、学び合いながら、健康的な社会生活を取り戻していこう』と2013年の4月に発足しました。
シェア・ミーティングを開催したり、プロジェクトとしてホームページから、この問題に関する情報や、当事者同士が語り合う姿を撮影し、動画配信をしています。

そして、

『いままでタブーとされていたこの問題について、社会全体で盛んな議論や活動が展開され、治療方法や予防方法が日々検討されていくような社会をつくろう。』

『社会を変えていくには、まずは私たち当事者が変わろう。』

ということで、生き残った当事者が語り始めたということです。

今回も、ミーティングのディアログという対話の時間に、刑法性犯罪見直しについて、それぞれの思いや意見を語り合ってきましたので、その仲間の声もしっかり取り入れて、お話しさせていただきます。

2. 本題

では、本題に入ります。

今回の刑法性犯罪の見直しについて、私たちが望んでいるのは

『弱者保護を第一に考えていただきたい。』

ということです。

私たちは、被害に遭っていた頃、声を上げることができませんでした。

でも、みんな、頭の中では、たくさんの言葉がグルグルと巡っていました。

「やめて・たすけて・誰か気づいて・痛い・気持ち悪い・ごめんなさい」って、たくさんの言葉を叫んでいたと思います。

弱者である当事者のことを、一番に考えて欲しいです。

なにが、その人にとって最善かを。

非親告罪化は、潜在化する可能性のある、近親姦虐待を公にし、被害者だけでなく、家族や加害者も、支援や治療など、社会資源に繋げることができるきっかけになるので、ぜひ、実現化していただきたいです。

ただし、担保として、いくつかの条件を降り込んでいただきたいです。

1. 時効撤廃と当事者が選択できる権利を守って欲しい。
2. 司法面接を取り入れたり、多機関連携で、家族まるごと、ケース・バイ・ケースの支援・治療・教育体制を確立して欲しい
3. 定期的な見直し検討会をもり込んで欲しい

1と2の理由については、お手元の2枚目からの、『近親姦虐待の影響について』という資料と、SIAbの説明の『背景と問題意識』をお読みいただければご理解いただけると思います。

こちらは、精神科医の齋藤学氏が書いた『児童期に きわめて深刻な近親姦虐待を受けた 成人女性にみられる精神障害』という、ある学会誌に掲載されたものから抜粋したものです。時間が限られているので、大まかに説明します。

資料1に、診断基準が書いてあり、被害内容から重度Ⅰ～Ⅴに段階付けしていますが、注意していただきたいのは、当事者にとっては、被害内容の思い軽いなどは関係ありません。この基準は、診断や臨床研究の現場では必要になる基準です。

文章の方に戻ります。

(1つめ)

- ・ まず、初診が30~40歳代が多く、結婚していない場合が多い。
- ・ 初めて被害に遭った年齢は2歳~15歳までの幼児期、児童期である。

下の方を見ていただきたいのですが、最終被害年齢の年齢が13~18歳くらいで、その下、最終被害から受診までの平均的な期間が約20~30年です。

時効撤廃の理由はここにあります。

当事者が自身に起きたことを理解するには、ある程度の知識や経験や周りのサポートが必要です。

私の場合は、治療として50人くらいの前で自分の被害について語り始めるまでに、実に24年の歳月が必要でした。

これが時効を撤廃していただきたい理由のひとつです。
私たちの、被害に立ち向かうための権利を奪わないでください。

(2つめ)

SIAb.の仲間のなかには、性虐待以外にも、殴る蹴るなどの暴力を受けていた人もいます。
父親だけでなく、母親からも被害を受けていた子もいます。

それぞれ、殺したいほど憎んだり、裁判にかけて厳罰を与えたいという人もいます。

他の家族との関係や葛藤もあります。

母親が保護者として機能してくれた家の子もいれば、逆に夫を寝取った娘として、怒りの対象にされた子もいます。

私の場合は、それまでヒーローであった父が、ある日を境に性的に侵入してきて、加害者になりました。

それでも、それまで注いでくれた愛情は、忘れることができなくて、憎んでいいのか、好きでいいのか、甘えていいのか、逃げなきゃいけないのか、あの頃の私には判断できませんでした。

身体的な快感と精神的苦痛、肉親への愛情と嫌悪が複雑に絡まり合っている場合もあります。

当事者は、被害は認識しているのに、敢えて封印、否認、沈黙をするを選んでいる場合が多いのは、こういった要因にあると思います。

また、このように、同じ問題で集まった仲間でも、加害者や原家族に対する気持ちは、まったく違ってきます。

どうか、ケースバイケースで、当事者がどうすることで、それからの人生が一番よいものになるかを考えながら、当事者の意思を尊重して、最善の道を提案していく体制を創りあげてください。

また、加害者の再犯を防ぐには刑罰が必要な場合もあるけれど、治療や教育も必要だと思います。

家族も、ケアが不可欠です。

近親姦虐待問題には、包括的なサポートが必要だということを理解していただきたいです。

親告罪である理由に、『取り調べなどでの2次被害を避けるため』という理由がありました。それは担当者の職務の放棄であって、当事者を思っていることではないと思います。

当事者にとって、本当の2次被害は、選択肢を奪われることです。

それらは、司法面接や多機関連携のサポートを取り入れていくことで、改善されるはずで

また、提訴を考えた時に権利が消失していたり、証拠が紛失、または無効になってしまうとそれこそが2次被害だということを理解して欲しいです。

私たち当事者は、回復が進めば、その時受けた感覚や感情の受け取り方も変化していきます。

怒りや被害そのものに向き合うことが、生きる力になることもあります。

自分自身で道を選んで進むことが、生きる力になります。

だから、その機会をどうか奪わないで欲しいのです。

『被害者が恥ずかしがることはない、恥ずかしむべきは加害者』という社会を作る為、変わっていかねばならないのは被害当事者自身でもあります。

被害当事者が事件と向き合っ、その思いを裁判で語ることも、社会を変えるためのひとつの行動とも成り得ると思います。

だからその機会をどうか奪わないで欲しいのです。

私たちが、回復して、自分に起こったことにきちんと向き合える日まで、その権利を奪わないでください。

証拠や記録をきちんと保管して、加害者を訴えようと思いついたとき、どうかそれができるよう、権利を守ってください。

(3つめ)

親告罪化後、さまざまな見直しが必要になってくると思います。

定期的な見直しの検討会の開催を、どうぞ盛り込んでください。

弱者である当事者のことを、一番に考えて欲しいです。

なにが、当事者にとってなにが最善を。